

## 中華民國國籍喪失申請に必要な書類について

- ◎ 國籍喪失手続きの前に、日本の法務局に帰化申請をし、國籍喪失許可の連絡を受けてから、下記の必要書類を揃えて、申請者本人が手続きにお越し下さい。担当機関の内政部に転送します。
- ◎ 未成年者(0~17歳)は法定代理人より申請して下さい(7歳以上は本人の署名が必要です)。

【提出書類】 ※詳細は中国語版の「申請喪失國籍手續」をご参照下さい。

	台湾に戸籍がある場合 (台湾の身分証番号がある方)	台湾に戸籍が無い場合 (日本出生の方など)
共通 必要 書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 喪失國籍申請書 1部</li> <li>2. 有効な中華民國パスポート原本とコピー 2部</li> <li>3. 中華民國身分証原本と両面コピー 2部</li> <li>4. <u>総合所得税納税・各項国税無違章欠税証明書</u>及び<u>地方税無違章欠税証明書</u>原本各2部(喪失國籍申請書の「授權由戸政機關代查」の箇所に<input checked="" type="checkbox"/>すれば、担当機関が代わりに調べることも可)。</li> <li>5. 廢止戸籍登記申請書 1部</li> <li>6. 【15歳の翌年1月1日から満36歳の12月31日までの男子】 兵役の義務に就いたことが無い者は、<b>有効なパスポート上の僑居身分加簽のページのコピー 2部</b></li> <li>7. 【18歳の翌年1月1日から満36歳の12月31日までの男子】 既に兵役の義務を終えた者や、免除になった者は、<u>退伍令</u>、<u>免役証明書</u>等のコピー 2部</li> <li>8. 【未成年者】父母双方或いは法定代理人の署名捺印済みの<u>同意書</u> 1部、<u>親子関係証明書</u>原本とコピー 1部及び<u>父母のパスポート</u>、<u>在留カード</u>(ある方のみ)の原本とコピー各2部</li> </ol> <p>※ 親子関係証明書として、戸籍謄本か本人の出生証明書を提出すること。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 喪失國籍申請書 1部</li> <li>2. 有効な中華民國パスポート原本とコピー 2部</li> <li>3. <u>総合所得税納税・各項国税無違章欠税証明書</u>及び<u>地方税無違章欠税証明書</u>原本各2部(喪失國籍申請書の「授權由戸政機關代查」の箇所に<input checked="" type="checkbox"/>すれば、担当機関が代わりに調べることも可)。</li> <li>4. 【15歳の翌年1月1日から満36歳の12月31日までの男子】 兵役の義務に就いたことが無い者は、<b>有効なパスポート上の僑居身分加簽のページのコピー 2部</b></li> <li>5. 【未成年者】父母双方或いは法定代理人の署名捺印済みの<u>同意書</u> 1部、<u>親子関係証明書</u>原本とコピー 1部及び<u>父母のパスポート</u>、<u>在留カード</u>(ある方のみ)の原本とコピー各2部</li> </ol> <p>※ 親子関係証明書として、戸籍謄本か本人の出生証明書を提出すること。</p>

	<p>9. 日本の住民票原本2部（詳しい内容が記載されたもの。省略不可。）</p> <p>10. 日本の在留カード原本とコピー2部（既に日本の国籍を有している場合は、日本の有効なパスポート）</p> <p>11. パスポートサイズ写真2枚（カラーで白色の背景、サイズ3.5cm×4.5cm。裏面に記名すること。）</p> <p>12. フルネールの印鑑（未成年の場合は両親又は法定代理人の印鑑も必要）</p> <p>13. 国籍喪失費用（現金¥7,700）</p> <p>※ レートによって変動あり、要確認。</p>	<p>6. 日本の住民票原本2部（詳しい内容が記載されたもの。省略不可。）</p> <p>7. 日本の在留カード原本とコピー2部（既に日本の国籍を有している場合は、日本の有効なパスポート）</p> <p>8. パスポートサイズ写真2枚（カラーで白色の背景、サイズ3.5cm×4.5cm。裏面に記名すること。）</p> <p>9. フルネールの印鑑（未成年の場合は両親又は法定代理人の印鑑も必要）</p> <p>10. 国籍喪失費用（現金¥7,700）</p> <p>※ レートによって変動あり、要確認。</p>
<p>該 当 者 の み 必 要 書 類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>非中華民国籍の実父に認知され扶養されている者；</b>  中華民国国内で認知未登記或は国内に戸籍を置いていない者は、中華民国及び日本の法律に従い、認知・扶養の事実がわかる有効な証明書類の原本及びコピー各1部</li> <li>● <b>実父が消息不明或は認知扶養しておらず、実母が外国籍である者；</b>  親子関係が証明できる書類或は母親の国籍が証明できる書類の原本及びコピー各1部</li> <li>● <b>外国人の養子になっている者；</b>  中華民国国内で「収養登記」が未登記或は国内に戸籍を置いていない者は、「中華民国法院収養裁定」及び「確定証明書」の原本及びコピー各1部</li> <li>● <b>外国人の配偶者；</b>  中華民国国内で婚姻未登記或は国内に戸籍を置いたことが無い者は、日本の戸籍謄本或は結婚証明書の原本及びコピー各1部</li> </ul>	

【注記】

1. 上記の書類は三ヶ月以内に発行されたものをお持ち下さい。
  2. 内政部の規定により、国外で作成された書類は管轄内の在外公館で認証を受ける必要があり、また、中訳文を添付する必要があります。内政部より必要と判断された場合は、別途手続きをして下さい。
  3. 通常、「喪失国籍許可證書」は申請後およそ2~4ヶ月程度で発行されます。
  4. 国籍喪失の手続き期間中は中華民国のパスポートを本処でお預かりします。「喪失国籍許可證書」が下りてから、証書と一緒に返却します。
  5. 国籍喪失申請手続時に中華民国身分証の原本を回収し、内政部に転送します。返却出来ませんので、ご了承下さい。
- ※ 以上は参考資料であり、関連法規の改定により予告なしに変更されます。